

令和7年第14回教育委員会議事録

令和7年8月27日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和7年8月27日(水) 午後2時00分～午後4時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 渋谷 正宏 委員 對馬 初音

委員 伊井 希志子 委員 前田 小百合

委員 大川 康德

出席説明員 事務局次長 井上 純良 学校整備・支援担当部長 高山 靖

生涯学習担当部長 武井 浩司 庶務課長 近藤 高成

学校ICT担当課長 松下 征弘 教育人事・指導課長 松尾 了

教育人事・指導課
統括指導主事 柿添 剛広 学務課長 森 令子

特別支援教育課長
就学前教育
支援センター所長 有坂 直子 学校整備課長 安川 卓弘

学校整備担当課長 花岡 純子 学校支援課長 中曾根 聡

生涯学習推進課長 牛山 進一郎 済美教育センター所長 古林 香苗

済美教育センター
統括指導主事 清水 里恵 済美教育センター
統括指導主事 齊藤 敦

済美教育センター
指導主事 白井 誠之 済美教育センター
教育相談担当課長 岡部 洋右

中央図書館長 出保 裕次 子ども家庭部保育課長 青木 博巳

事務局職員 庶務係長 倉岡 直哉 法規担当係長 荒川 正良

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 0名

会議に付した事件

議案

- 議案第71号 令和7年度杉並区一般会計補正予算（第3号）
（区議会提出議案に関する意見聴取）
- 議案第72号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第73号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第74号 杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第75号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第76号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第77号 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第78号 杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（令和8年度使用）の採択について

報告事項

- （1）学校におけるハラスメントに関するアンケート調査の実施について
- （2）他自治体で発生した教職員による盗撮事件等を受けた施設点検及び性暴力等防止研修の実施について
- （3）学校運営協議会委員の任命について
- （4）杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- （5）令和7年度学力等調査の結果について
- （6）区立子供園における休園日の見直しについて

教育委員提案議題

「いじめの『防止対策』について」

目次

議案

議案第 71 号	令和 7 年度杉並区一般会計補正予算（第 3 号） （区議会提出議案に関する意見聴取）	47
議案第 72 号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例施行規則の一部を改正する規 則について	5
議案第 73 号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行 規則の一部を改正する規則	5
議案第 74 号	杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則 の一部を改正する規則	5
議案第 75 号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休 暇等に関する条例施行規則の一部を改正する 規則	9
議案第 76 号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	9
議案第 77 号	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則	9
議案第 78 号	杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校 及び中学校の特別支援学級において使用する 教科用図書（令和 8 年度使用）の採択について	11

報告事項

(1) 学校におけるハラスメントに関するアンケート調査の 実施について	13
(2) 他自治体で発生した教職員による盗撮事件等を受けた 施設点検及び性暴力等防止研修の実施について	16
(3) 学校運営協議会委員の任命について	18
(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	19
(5) 令和 7 年度学力等調査の結果について	19
(6) 区立子供園における休園日の見直しについて	27

教育委員提案議題

「いじめの『防止対策』について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年第14回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案8件、報告事項6件、最後に教育委員提案議題を予定してございます。

なお、本日は報告事項6番に関する臨時説明員として、子ども家庭部保育課長が出席させていただいております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第71号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。したがって、議案第71号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に管理する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思っておりますが異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、他の議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、都費教職員等向けの庶務事務システム及び経費精算システムの運用に関することとして関連がございますので、次に申し上げます3議案を一括して上程させていただきます。

日程第2、議案第72号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第73号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第74号「杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上3議案について、私の方からご説明を申し上げます。

教員の業務負担の増大、それから長時間労働という大きな課題につきまして、区では教員が心身の健康を保持しながら本来の業務である学習指導や生活指導等に集中できる環境の整備を進めているところでございます。

このうち、区立学校における働き方改革の推進としまして、出退勤の管理や休暇・職免・出張の申請及び承認など、現在紙で行われている事務手続の効率化を図り、学校管理職をはじめ、庶務事務を担う教職員の負担を軽減するために導入を進めてまいりました「都費教職員等向けの庶務事務システム及び経費精算システム」につきまして、令和7年9月1日から運用を開始いたします。このことに伴い、関係規則の改正を行うものでございます。

それでは、議案の内容につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第72号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明をいたします。議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。

まず、第4条第7項におきまして、任命権者である教育委員会が週休日や半日勤務時間の割り振りを変更する時は、これまで紙の様式で行うこととしてございましたが、庶務事務システムに所要の事項を入力することにより行うものとしてございます。

また、システムトラブル等で庶務事務システムにより難しい場合には、ただし書にございますとおり、従来の紙でも行えるようにしてございます。

同様に、第6条以降、超過勤務命令、それから超勤代休時間の請求、休日の振替え、代休日の指定、介護休暇の申請、届出、介護時間の申請、届出、子育て部分休暇の申請及び届出、年次有給休暇などの各種休暇等の申請につきましても、庶務事務システムに所要の事項を入力することにより行うこととし、庶務事務システムにより難しい場合は、従来の紙により行えるようにしてございます。

続きまして、議案第73号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧くださいいただければと思います。

議案第72号と同様に、第9条第1項におきまして、扶養手当に係る届出を庶務事務システムによることなどとするとともに、第20条では、超過勤務手当等の支給のための勤務状況の確認はシステムに記録された事項でもできることとしてございます。

次に、議案第74号「杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の

一部を改正する規則」につきまして、ご説明をいたしますので資料をお出しただけであればと思います。新旧対照表をご覧いただければと思います。

こちら第3条におきまして、住居手当に係る証明書類の届出は、議案第72号と同様にシステムによることなどとするとともに、必要な規定整備を行ってございます。

最後に、附則でございますが、いずれの議案も施行期日を令和7年9月1日としてございます。

なお、いずれの議案も条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認を得てございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

伊井委員 ご説明ありがとうございます。また、このシステムの導入に関しましては、お仕事の方も少し軽減されるのかなと思うのですが、この導入に当たりまして、今、ちょうど夏休み終盤で、今週から出勤している方も多いと思いますが、9月1日から「はい、変わりますよ」という形ではなくて、そのあたり傾斜をつけながらここまで進めていらっしゃるという解釈でよろしいでしょうか。

庶務課長 おっしゃるとおりでございます。6月ぐらいから学校の現場でいろいろテストというか説明をしながら準備を進めてきたところでございます。

伊井委員 そうしましたら、問題なく導入が進んでいるということでしょうか。

庶務課長 はい。

伊井委員 よろしく願いいたします。

前田委員 この庶務事務システムで出退勤とか出張とか入力されると思うのですが、これは何かほかのシステムとも連携されるものなのですか。

教育人事・指導課長 ほかのものと連携は行われませんが、このシステムの中で、例えば時間数の計算ですとか、そういったものができるようになっております。

前田委員 では、それを管理職の方が見て、先生方がどれぐらいお仕事

をされているかとか、あとは残業があったかとかそういうことも確認されているのですね。分かりました。ありがとうございます。

あと、もう1点、これは興味からですが、何というシステムが今回入ったのか、システムの名前を教えてくださいませんか。

教育人事・指導課長 二つございまして、Works Human Intelligence 社の「COMPANY」という製品になります。

庶務課長 もう一つが、すみません、旅費のシステムでちょっと今、名前を持ち合わせておりませんので、後ほどご案内申し上げます。

前田委員 旅費のシステムということですね。

庶務課長 はい。

前田委員 それは、皆さん出張で区内を移動された場合にも、その出張申請というか旅費のシステムで交通費の精算をされるということですね。

庶務課長 経費の清算システムというところでご理解いただければと思うのですが。

前田委員 物の経費もここでやるのですか。

庶務課長 いえ、そういうことではなくて、実費の精算です。いわゆる県費負担教職員の給与とかについては本来東京都のシステムがございまして、そのシステムとやり取りをするというのが非常に難しい状況でございまして。本来であれば、例えば出退勤と旅費の精算などは一体のシステムで連動してできることが一番なのですけれども、東京都のシステムとつなげるところがなかなか難しいと。ほかの要素、例えば LGWAN のオンラインへの接続とかそういった要素もあり、検討を行った上で準備を進めてきたと。そして導入がなされたということでありまして。

前田委員 なるほど。もう少し突っ込むと、例えば COMPANY で出てきた情報をどうやって東京都に出すのですか。何かエクセルにするのですか。どういう連携、データになっていくのですか。直接は多分連携できないということですね。

教育人事・指導課長 おっしゃられるとおり、都への申請については、都のシステムと区市町村のシステムが異なっておりますので、ここについては直接そのまま入力ということではないとは聞いております。

前田委員 ありがとうございます。では、そこをそれぞれ COMPANY とか旅費システム、それぞれから出たものをファイルとかにして、また提出するということですか。

教育人事・指導課長 必要があれば CSV 形式などでの連携はできると聞いております。

前田委員 分かりました。細かく教えていただいております。せっかくシステム開発されたので、なるべく手間が、いまだシステム間の連携は、またデータの整形をしたりとか面倒くさい部分が出てきたりはするのですけれども、より管理職の方のお仕事が楽になるような方向になるといいなと思って質問させていただきました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことについて異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。議案第 72 号から第 74 号までにつきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第 72 号から第 74 号までにつきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、幼稚園教育職員等の勤務時間等に関する条例の改正に伴う規則の改正として関連がございますので、次に申し上げる 3 議案、こちらを一括で上程させていただきます。

日程第 5、議案第 75 号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第 6、議案第 76 号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第 7、議案第 77 号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」、以上 3 議案について、私の方からご説明を申し上げます。

先般、区議会第 2 回定例会におきまして、幼稚園教育職員等の勤務時間等に関する条例が改正され、職員から妊娠、出産等の申出があった場合及び職員の子が 3 歳になるまでの適切な時期に、職員に対して、仕事と育児の両立に資するものとして、教育委員会規則で定める制度または措置、その他教育委員会規則で定める事項を知らせることとされました。

これとともに、当該制度等の請求または申請に係る当該職員の意向を確認するための措置を講じなければならないとされたところがございます。これに伴いまして、関係する規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第 75 号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。議案とともにお配りをさせていただいております参考資料をご覧くださいいただけます。

今回の改正は、条例第 18 条の 6 の規定により、教育委員会規則で定めることとされた具体的な事項を定めるものでございまして、参考資料の右側に、教育委員会規則に定める具体的な事項、こちらを示してございます。

まず、1 段目でございますが、仕事と育児の両立に資する制度または措置として、育児短時間勤務、部分休業等を定めてございます。

2 段目でございますが、職員に知らせる事項といたしまして、上記の制度または措置、その請求先または申請先などを定めてございます。

3 段目でございますが、職員に意向を確認する、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして、始業または終業の時刻、勤務の場所等を定めてございます。

また、これらの措置を職員に講ずる場合は、面談、書面の交付、電子メール等によることとしております。

このほか条項の整備を行うものでございます。

次に、議案第 76 号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び第 77 号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、議案第 75 号と同様の改正を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、いずれの議案につきましても施行期日を改正条例の施行期日と同様に、令和 7 年 10 月 1 日としてございます。

なお、いずれの議案も条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認を得てございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お

願いいたします。特によろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。議案第 75 号から第 77 号までにつきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 75 号から 77 号までにつきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 次の議題に移る前に、先ほどの旅費システムの名称でございますが、パナソニックネットソリューションズ株式会社製の「MAJOR FLOW Z 経費」というシステムでございます。大変失礼いたしました。

続きまして、日程第 8、議案第 78 号「杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」を上程します。済美教育センター所長からご説明いたします。

済美教育センター所長 私からは、議案第 78 号についてご説明させていただきます。資料を 1 ページお進みいただき、「特別支援教育教科用図書採択候補一覧」という資料をご覧ください。

特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、通常学級で使用する教科用図書に加えて、この資料の 1 ページ上段にあります「文部科学省著作教科書」、いわゆる☆本（ほしぼん）ですとか、拡大教科書と呼ばれる、今、後ろの方に並べさせていただきましたが、そのような教科書、またその 1 ページ下段から 11 ページまでずっと続いております、東京都作成の特別支援教育教科書調査研究資料に掲載されております図書、そして資料最後にあります、それ以外の一般図書から構成されており、これらの教科用図書につきましては、関係法令に基づき毎年採択を行うこととなっております。

また、特別支援教育の教科用図書の採択については、学校教育法の附則第 9 条の規定に基づいて行っておりますが、特別支援学校につきましては、学校教育法施行規則第 131 条第 2 項、特別支援学級については

同第 139 条において、一般図書を使用することができると規定されております。

教科用図書の調査研究についてですが、教育委員会が任命した委員による教科書調査委員会を設置し、規則・要綱・手引に基づき、特別支援教育教科書調査委員会を設置し、特別支援学校や特別支援学級から調査研究をした結果の報告を参考に、合計 722 点の図書について調査研究を行いました。

調査研究結果につきましては、先月 7 月 23 日に特別支援教育教科書調査委員から教育委員の皆様へ調査報告書とともに口頭でもご報告させていただきました。

最後に、提案理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、区立特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

對馬委員 ありがとうございます。先日、特別支援教育教科書調査委員会の方から丁寧にご報告を頂きまして、概要は非常によく分かりましたし、教科書の実物も全てではありませんけれども見せていただきまして、特別支援教育というのは、やはりその子一人ひとりに合ったものを使うことがとても大事なことで、現場の先生方がその子その子に合ったものを丁寧に選んで使っていただければいいと思いますので、一括採択することに私は賛成いたしますが、いかがでしょうか。

大川委員 私たちも前回時間を取っていただいて教科書を拝見いたしました。教えてほしいのは、一般図書もいっぱいあるのですけれども、現状、この☆本というのですか、文科省のこういった教科書がどれくらい使われているのか、どちらに今後ウエートが行くのか、その傾向を教えてください。先生方はどちらが使いやすいとかそういったことがあるのでしょうか。

済美教育センター所長 まず、この文部科学省著作教科書、いわゆる☆本等については年々整ってきて、冊数が増えてきているという状況にあります。かなり研究をして作られているものですので、やはり使い勝手

がよいということで、この☆本に移行していく学校が多いように傾向としては感じております。

今後も、更にいろいろな発達段階のお子さんに合わせたものが、星の段階で示されているのですが、それが充実してくることによって、そちらに移行してくる傾向があるのではないかと予想しているところです。

以上です。

大川委員 ありがとうございます。まだ一般の教科書に比べると、QRコードとかデジタルの面が追いついていないかと思うので、もっとそこは充実していくことを願っています。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。

では、伊井委員、お願いします。

伊井委員 特に前回の報告会の方でも様々なことを詳細にご説明いただいて、発達段階もそうなのですけれども、一人ひとりに応じてやっていくというあたり、どう寄り添っていくかというところは、本当に細やかに対応していただいているのだなということがすごくよく分かりました。

例えば、道徳の『道徳 私たちの未来 未来の私たち』の本は、道徳という教科の私たちのイメージよりも、より一層深く捉えていらっしゃると思うのですが、そうやってきめ細やかに対応することによって、お一人お一人のお子さんもそうですし、保護者の方々にも様々なご理解が広がっていくのかなと思いますので、今後ともどうぞ子どもたちに一つでも学びになるような教育をしていただければと心から願っております。ありがとうございます。

庶務課長 ほかはよろしいでしょうか。

では、教育長、採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第78号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第78号につきましては、原案のとおり可決といたします。

では、続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「学校におけるハラスメントに関するアンケート調査の実施について」、教育人事・指導課長からご説明い

たします。

教育人事・指導課長 「学校におけるハラスメントに関するアンケート調査の実施について」、ご報告いたします。

杉並区教育委員会では、区立学校におけるセクシャル・ハラスメント等の防止に関する要綱により、杉並区立学校におけるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント、以下、「セクシャル・ハラスメント等」と申しますが、その防止及び排除の措置について問題が生じた場合の対応を規定しております。

現在、学校教育現場等の状況の把握や教職員のハラスメントに関する意識向上のため、区立学校に在籍する教職員を対象にアンケート調査を実施いたしましたので、こちらについてのご報告でございます。

実施内容としましては、対象については、区立学校の教員、栄養士等、およそ 3,000 名を対象としております。期間が 9 月 5 日までとなっておりますので、まだ調査の段階中ということのご報告となります。設問につきましては、職場の人間関係に関する設問、セクシャル・ハラスメントに関する設問、受けた際の対応に関する設問、あと定義ですとか各規定の知識に関する設問を聞いております。

今後のスケジュールですが、9 月 5 日にアンケートの回答の期限がありますので、その後、集計を行いまして、9 月 24 日開催予定の教育委員会でこちらの調査の結果の速報版をご報告させていただきまして、クロス集計等の詳細な集計につきましては、その後、令和 7 年度中に公開の予定という形で進めさせていただければと考えております。

なお、この 24 日の教育委員会の前に区議会の文教委員会がございまして、こちらの方で、もし集計が終わっていれば概要の数字はお伝えさせていただいた後、24 日の教育委員会でご報告させていただくため、順番が前後になってしまいますが、ご了承いただければと思います。

以上、ご報告でございます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

大川委員 今回のアンケートは防止を図っていく上で非常に有益だと思います。教えてほしいのは、苦情の申出は誰にどのようにならぬのか、具体的にどういう流れになっていくのかを教えてください。

教育人事・指導課長 この申出については、今回のアンケートについては、あくまでも統計的に処理をさせていただくアンケートになっております。なお、これを周知させていただく際に、このハラスメントの相談窓口も一緒に教職員のアンケートの対象者にお配りをしておりまして、そちらの申出の場所ですが、教育人事・指導課、あと東京都教育委員会も窓口になっておりますので、ご相談がある場合には、こちらの方にご連絡をとということで周知をさせていただいております。

大川委員 ありがとうございます。実際、今までというか、1年にどれくらいあるのですか、それともないのですか。

教育人事・指導課長 ちょっと詳細の件数は今手元にはありませんが、昨年度については何件かご相談があり、ハラスメントがあったと認定する、しないにかかわらず、相談には乗らせていただいて、それぞれ対応に入っていることは実際ございます。

大川委員 ありがとうございます。そもそも相談がないというのは、何も問題がないということには絶対ならないはずなので、是非とも小さなところから拾い上げていただいて、隠蔽体質とか、どうせ言ったって握りつぶされてしまうだろうというのがないようにしていただきたいと思います。

前田委員 この調査は今回が初めてと伺いましたけれども、窓口のご案内をするというのはすごくいいことだなと思いつつ、この調査自体は今後も定期的にやっていくイメージなのでしょうか。

教育人事・指導課長 そちらについては、申し訳ございませんが、検討していくということで考えているところであります。なお、この調査結果を受けまして、また継続していくかどうかということについても、この調査結果をもって検討していきたいなと考えているところでございます。

前田委員 分かりました。やはり大川委員からもありましたけれども、出てこなかったらいいのか、出てきたら次はどうするのかとか、ちょっと一回やってみないと分からない部分はもちろんあると思うのですが、出てこなかったらいいわけではないという話もあり、改めて襟を正して対応していきたいなと思う案件だと思っておりますので、引き続きご対応をお願いいたします。

教育人事・指導課長 相談がしやすい教育委員会、つまりこういったハ

ラスメントに関しては風通しをよくしていくことが大事ではないかなと
考えております。是非、ないからいいということではなく、あってはな
らないのですが、万が一あった場合には風通しよく相談ができるような
教育委員会ですよということも、これを機会に皆さんに伝えられるよう
に努力してまいりたいと思います。

前田委員 ありがとうございます。確かにそこにすごく気をちゃんと回
していますよ、気にしていますよという意味でもすごくいい取組だと思
うのと、やはり日々流れていってしまって、このアンケートを見て、そ
ういえばみたいなこともあるかなと思うのですよね。これもハラスメン
トに当てはまったのか、みたいなこともあると思うので、アンケートを
たくさんやればいい話ではないかもしれませんが、取組としては
大事だなと思いましたので、風通しのいいというところも含めて、引き
続きよろしく願いいたします。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項1番についての質疑を終わらせていただき
ます。

続きまして、報告事項2番「他自治体で発生した教職員による盗撮事
件等を受けた施設点検及び性暴力等防止研修の実施」につきまして、引
き続き、教育人事・指導課長からご説明申し上げます。

教育人事・指導課長 それでは、引き続きご説明のお時間を頂ければと
思います。

7月に他自治体で教職員による盗撮事件等、児童・生徒に対する性暴
力等の事案が発生したことを受けまして、区立学校において各教室等に
不審なカメラ等が設置していないことを確認する施設点検及び性暴力等
の防止研修を実施いたしましたので、ご報告いたします。

はじめに、施設点検についてですが、こちら全区立学校で施設点検を
行いました。実施前の留意点としては、教職員には事前に予告せずに行
うようにということで実施いたしました。

万が一あった場合に、事前に通告をしておりますと、いわゆる不審な
ものが取り除かれてしまうおそれがあるということで、このような対応
をさせていただいております。点検箇所、点検を行う職員については、
資料をご覧いただければと思います。

なお、結果としましては、不審なカメラ等設置されていないことを、

この時点では確認が取れました。

2番目、性暴力等の防止研修についてでございます。二つ行いました。一つは、杉並区独自の研修を行っております。全区立学校（園）の教員、栄養士、事務職員等が対象となっております。内容としましては、対面で行った区立学校長研修の教育長講話と性暴力等防止研修の内容について、録画したものをオンデマンドで先ほどの対象の皆さんに視聴していただく形で現在研修を実施中でございます。研修期間が9月5日までとなっておりますので、まだ研修が終了していない状況でございます。

なお、研修を受けた教職員については、必ず Forms で受講の結果を教育委員会の方に提出していただいて、学校の方にも確認をしていただくという流れで進めているところでございます。

二つ目が、東京都の共通研修ということで、全公立学校教員、栄養士、事務職員等が対象となっております。都が都内全校で実施する「令和7年度サービス事故防止月間」において、東京都教育委員会が作成しました「教職員による児童生徒性暴力対策動画教材」、ショート動画を10本視聴する形で研修を実施しております。

以上、ご報告となります。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

では、對馬委員、お願いします。

對馬委員 丁寧に対応していただいて、ありがとうございます。やはり、この事件があった時には非常に私もびっくりしたのですけれども、あつてはならないことだとは思いますが、杉並区の場合、全教職員だけではなくて結構出入りする方も非常に多くいらっしゃいます。もちろん疑っているわけでは全然ないのですけれども、例えば学校支援本部の方であったり、CSの方であったり、本当に設置する気になればできるような、校内でできる方がたくさんいらっしゃいますので、オンデマンドの研修であれば、そういう方々も受けていただいてもいいのかなと思ったりもします。

もちろん先生方をはじめ、どなたも疑っているわけではなく、基本的にそんなことする方はいらっしゃらないと思いますけれども、やはりこういう研修をやっているのだと襟を正す意味でも、もし機会があれば、是非広く研修を受けていただいてもいいのかなと感じました。

以上です。

教育人事・指導課長 今おっしゃってくださったとおり、今後は学校に出入りをしていただく方々、やはり意識を高めていただくという部分も含めて、その方々が疑わしいということではなく、みんなで気をつけて見ていこうねということも踏まえまして、委員がおっしゃってくださったところもまた引き続き検討してまいりたいと思います。

庶務課長 ほか、いかがでしょうか。

では、大川委員、お願いします。

大川委員 今、對馬委員がおっしゃったように、意識を高める工夫はしていただきたいのと、継続的にこの点検などはしていただきたいと思います。今、ものすごく技術が発達していますから、大抵、自動で録画して、それを無線なんかで拾い出してということが容易になっています。そうすると、発見した時にはすぐに警察を呼んで対応するよにということを知っておいても、それが周知されるだけでも抑止効果にはなるのかなと思います。

あと、この結果については、今日、ここは一応公開の場ですけれども、別途公表するご予定とか、保護者の方なんかにお知らせする予定とかをもし考えていけば。

教育人事・指導課長 先ほどの継続してというお話については今、実は検討しているところがございます。あと、もう1点、広くお知らせの部分ですが、議会の方でもこういった検証を行っているということをご報告させていただく予定ではございます。

大川委員 ありがとうございます。保護者の方、本当に関心も危機感も高いと思いますから、tetoru で配信するとか何がしかの形でお伝えいただければと思います。

庶務課長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、以上で報告事項2番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項3番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学校運営協議会委員の任命について、ご報告いたします。

今回任命されるのは小中学校計3校、3名となっています。任期は令

和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの 2 年間となります。

私からの報告は以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

以上で報告事項 3 番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項 4 番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは、令和 7 年 7 月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認につきまして、ご報告申し上げます。

7 月分の合計は 23 件となっております。内訳といたしましては、定例、新規の別、定例 20 件、新規 3 件となっております。共催、後援別の別でございますが、共催 7 件、後援 16 件となっております。

新規についてでございますが、1 件目、資料 5 ページをご覧ください。

学校支援課承認分で、名義形態は後援。団体名は富士見丘小学校学校支援本部、事業名は「夏休みのおわりに子どもたちとつくる聴く劇『鬼は花』」でございます。

新規の 2 件目でございますが、同じく資料 5 ページをご覧ください。学校支援課承認分で、名義形態は後援。団体名は天沼地区町会連合会、事業名は「あまぬまみんなのフェスタ」でございます。

新規の 3 件目でございますが、資料 6 ページをご覧ください。中央図書館承認分で、名義形態は後援、団体名は子どもの成長を護る杉並ネットワーク、事業名は「絵本ライブ／親と子でたのしむおはなし会 27」でございます。

私からの報告は以上でございます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、ないようですので、報告事項 4 番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項 5 番「令和 7 年度学力等調査の結果について」、済美教育センター指導主事からご説明いたします。

済美教育センター指導主事 私からは「令和 7 年度学力等調査の結果について」、杉並区立小・中学校の結果をご報告いたします。

本調査は、令和 7 年 4 月に小学校第 6 学年、中学校第 3 学年を対象に、

国語、算数、数学、理科の教科に関する調査及び質問調査を実施いたしました。中学校理科は ICT 端末を用いたオンライン方式で実施され、異なる問題から構成される調査の結果を同じ尺度で比較できる IRT が導入されております。

教科に関する調査結果の概要でございます。平均正答率と中学校理科の平均 IRT スコアにおいて、東京都や全国の公立学校より高い数値を示しております。また、問題の内容を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の観点別にした場合においても、東京都や全国の公立学校より高い数値を示しております。

裏面をご覧ください。

質問調査に関する調査結果の概要でございます。「学校の授業時間以外に、ふだん 1 日あたり 1 時間以上勉強する」「これまでに受けた授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器をほぼ毎日・もしくは週 3 回以上使用する」「これまでに受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表する」など、家庭学習、ICT 機器の活用、表現の工夫などの項目において、杉並区の肯定率が東京都や全国の公立学校よりも高い数値を示しております。

「人が困っている時は、進んで助けていますか」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」など、他者との関わりや自己有用感に関連する項目において、杉並区の肯定率が東京都や全国の公立学校よりも低い数値を示しております。

以上の結果を踏まえた今後の取組についてです。

全ての教科における平均正答率と中学校理科の平均 IRT スコアにおいて、東京都や全国よりも高い数値を示したことから、これまでの取組が一定の効果を上げていることがうかがえます。

よって、今後は、ICT 機器の効果的な活用や地域と連携した学び、体験活動の充実など、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組をより一層充実させ、更に児童・生徒の資質・能力を伸ばしてまいります。

質問調査に関する調査結果では、家庭学習や ICT 機器の活用の定着、自分の考えを表現する力の高まりが見られた一方で、他者との関わりや

自己有用感に関連する項目に課題が見られたことから、教育委員会においては、児童・生徒が他者との関わりについてより深く考えることができるよう、道徳教育を充実させます。

特に、道徳教育の要である道徳科の指導については、年次研修や校内研修等を通してさらなる充実を図ってまいります。各校が教育活動全体を通して他者と関わり、協力して取り組む体験活動の充実を図ることができるよう、学校へ指導・助言を行ってまいります。

私からは以上でございます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 調査の分析、ありがとうございます。いわゆる数字のご説明だけではなくて、こういういいところがあった、逆にこういうところがよくなかった、という分析の仕方とご報告に関しては、大変分かりやすいなと思って感謝しております。ありがとうございます。

いくつかお伺いしたいのですが、1点目は、今後の取組のところですが、これまでの取組が一定の効果を上げていることがうかがえるというのは、具体的にいくつかイメージされていることはございますかというのが1点です。それから、児童・生徒が他者との関わりについてより深く考えることができるよう道徳教育を充実させる。まさに道徳教育、そういう観点もありますが、道徳以外にも、もしほかにも体験活動など具体的に何かお考えのことがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

それから、ICT関係についてですが、本当に充実してきているなという事は、授業を拝見に行ったりとかして目にしておりますが、今後、子どもたちが授業の中でどのような使い方をするかだけではなくて、先生がどのような授業をする中で、どのタイミングでどのように使っていくかというあたりもご検討いただけるといいのかなと思っております。

質問としては、これまでの取組のことを具体的にお聞きしたいのと、道徳教育そのものの展開の仕方と、そのほかの何かイメージしていることがあればお聞かせ願いたいという2点で教えていただければありがたいと思っております。お願いいたします。

済美教育センター統括指導主事（清水） これまでの取組としましては、効果を上げているのは教科の調査の方となっておりますので、今まで授

業改善に向けて協働的な学びですとか、そういったことを中心として訪問型養成研修等を行ってまいりました。それから、学校訪問等でも授業を見るようにして助言をしてまいりましたので、そういった取組が一定の効果を上げてきているのではないかと捉えております。

それから、2点目の道徳の充実になりますけれども、道徳教育は授業を1回やったからといってすぐに効果が表れるものではございませんけれども、今回の調査では評価の、いわゆる教育では「知・徳・体」と言われる言葉があるのですけれども、知の部分はとてもよかったのだけれども、「徳」ですね。心の教育を進めていきたいと思いますということで、少し学校の方にも指導・助言をしていかなければいけないと思っております。

道徳教育は学校教育の中の全てで行うものなのですけれども、その中でも要となる週1回の授業では、心を耕すようなものをしていきたいと思いますということで、研修の中に授業の進め方なども取り入れていきますということで書かせていただきました。

3点目のICTなのですけれども、これまではとにかくタブレットを使っていきたいと思いますというものでしたが、伊井委員がおっしゃってくださったように、これからはどのように使っていくかということも大変重要になってまいりますので、使えばいいというものではなくて、導入のところですか、途中の調べ学習ですか、あとはまとめのところ、最後の振り返りで活用するといった授業の流れの中でどのように使っていくかということを実践させてまいりたいと思っております。

以上です。

伊井委員 ありがとうございます。今おっしゃったように、小笠原自然体験交流の時の成果報告会でも、すごく使いどころというか、子どもたちがマスターしていたこともそうなのですけれども、利用の仕方であったり、使い方であったり、発表のところでもどのように使っていきかというあたりは大変充実していたなと感じておりますので、ますます進めていただけたらいいのかなと思います。子どもたちの心を耕すというのは、今おっしゃったように、学校教育とか学校生活の中で、あらゆる場面でお互いに人としての関わりみたいなものが育っていけばいいなということは心から思っておりますが、1点、桃井第二小学校に行った時に、地域の方々がこんな時はどのように考えるのだろうかということを

寸劇でやっていたのですよ。それがすごく面白くて、大人の方々がキャップをかぶったりしながら、劇の中でボールを投げた時に、それがぶつかってしまった。では、その時にどのように考えるのか、どのように謝るのか。「そこにいるのが悪いんだよ」ではなくて、どのように起こってしまったトラブルを解決していくのかというあたりを寸劇でやっていて、毎年学校支援本部の方々というか、大人の方々がグループでやっていらっしゃるようで、それが3年生ぐらいだったか、2年生でしたか。毎年それを見ていて、すごく具体的に子どもたちに落ちているなど思ったのですね。

その後、いろいろ「みんなどうだった」と言って感想を聞くのですが、あのようなアプローチの仕方も、いわゆる道徳の授業で何かを読んでもみんなで考える、答えは一つではないけれども一緒に考えていこうということの別の形として、大変勉強になったなと思いました。

また、それが先生方ではなくて地域の方々、しかも大人と一緒に考えてようということを表示しているところが私はとてもいい体験だったなと思うので、そんなことも少し参考までにお話しさせていただきました。今後ともよろしく願いいたします。

庶務課長 ほかに、ご意見等ございますか。

では、大川委員、お願いします。

大川委員 今回の杉並区の割合が東京都や全国よりも低い数値を示した項目、これ今回に限らず、確か去年も同じような感じだったと思うのですね。これについて、例えば、これは何年ぐらい遡って折れ線グラフにして推移を拾えるのか。10年、15年ぐらい、この質問が始まった頃からどう動いているのかしらというのを確認したいなと思ひまして、そんな資料を後ほどでいいので教えてください。

というのも、せっかく今年度、弁護士によるいじめ防止の授業を全小中学校を対象にやって、いじめはどんな理由があってもいけないことだよということを理解してもらうことがテーマになっているのですね。

そうすると、これを続けて数年後にこのパーセントが少しでも変われば効果があったなと思えるとも思いますし、一つ一つそういう地道な積み重ねで改善していくことになるのかなと思います。経時的な調査を、これはフォローしていくべきことではないかと思ひました。

済美教育センター統括指導主事（清水） 一応、今回だけの数値ではち

よっとどうだろうということで、5年前まで、令和3年度まで遡って確認をさせていただいております。週あたりの勉強時間と発表については、その5年間ずっと杉並区は高い結果となっております。ただ、ICT機器をほぼ毎日、週3日以上というのは今年度初めての調査になっております。ですので、今後また経年を見ていきたいところでございます。

それから、低い結果の方につきましては、全て5年間、同等の傾向になってしまっているということでございます。今、大川委員がおっしゃってくださったように、いじめのことに关しましては、今年そこにちょっと注力をさせていただいて小学4年生と中学1年生に授業を取り入れております。この学力等の調査対象は小学6年生と中学3年生なので、来年ももしかしたらどうかなというところではございますけれども、今後も少し結果を追い続けながら、また手だてを考えてまいりたいと思っております。

大川委員 ありがとうございます。その2年後以降に反映されればいいわけですから、きちんと数字を追っていくことが大切かと思えます。

庶務課長 ほかはいかがでしょう。

前田委員 すみません。これは前提として、この調査は国がやっているもので、特に杉並区の独自の項目があるわけではなくてということですよ。

この数値が低いところに注目した時に、自己有用感という言葉があって、いじめの話もそうですけれども、自己有用感がないとやはり人に優しくできないのではないかみたいな、そこがもしかして根本にあるのかもしれないなと思いつながら聞いていました。

これは東京都とか全国と比較した中で、もしかして杉並区は都会で、親からのプレッシャーもあるのかもしれないとか、受験戦争にさらされている子が多いのかもしれないとか、もしかして地域的な特徴もあるのかなと思いつながら見ていて、では、その中で何ができるのかなというのをちょっと考えていった時に、保護者と共有できるといいのかなと思つたりしました。

こういうことを学校だけで、道徳で何かしようというのは土台無理な話なんですけれども、そういうのをみんなで共有しながら、子どもたちの健やかな成長をみんなで見ていけたらいいなと思つたのが一つと、あとは、この学校の授業以外で勉強するという項目の数値が杉並が高いの

は、もしかして塾に行っている子が多いからなのではないかと思ったりして、これを「家で勉強していて、すばらしい」と端的には捉えられないのかなと思いつながりながら見ていました。

なので、全体的に高い、低いを見るというよりは、杉並区の教育委員会として、子どもたちのこういうところに注目して、こういうところを伸ばしていきたいとか、それが正解、不正解なんてなくて、一旦ここに注目して、では、ここを5年間追ってみようとか、そういう見方をしたほうがもしかしたらいいのかもしれないなど、全体を眺めていても思いました。

あとはやはり平均なので、いろいろ混ざってくる部分もあるので、これで絶対的に正しい情報を得ているかというのは、もちろん疑問もあるとは思いますが、私たちがどこに注目したいのかということを見ていくと、もう少しこの数値に意味が見えてきて、子どもたちとのふだんの関わりにも反映されるのかなと思ったので、そういう観点でまた検討いただけるといいかなと思いました。ありがとうございます。

對馬委員 ありがとうございます。どうしてもポイントの低いところに課題がある気になってしまいますけれども、よく数字で見ると、ちょっと低いという、そんなに変わらないかなといえれば変わらない中の、ちょっと低いところが気になるころだと思のですが、その中で、先生や学校にいる大人に相談できますかというところは、大人でなくて相談できるいい友達が多いよというのならばいいのですが、誰にも相談できないというのがやはり一番よくないかなと思います。ほかのエリアだともう少し高いということは、杉並でももうちょっとここを上げることもできるのかな、杉並の大人たちもできるのかなという気もいたしますので、そこはもう少し信用してもらえるといいか、相談してもらえるといいかなと思っております。そして前田さんがおっしゃったように、やはり保護者にも共有してもらいたいかなと思います。

今は、いじめは駄目とか暴力は駄目とかいいますがけれども、子どもたちを見ていると、どうしてもいきなりぺんと手が出たりとか、そういうこともあります。どんな理由があってもそれは駄目ということをおうちでも言うだけでいいように、まだ今の30代、40代の方々はちょっとぶたれたとか、そういうこともありながら大人になっていった人もたくさんいると思うので、そういうのを見ても容認してしまっているとか、

もしかしたらそんなものだよねと思っている方もいらっしゃるかもしれないので、これからはそうではないのだよというのを、保護者会とか学校だよりとか、何かの機会にとにかく駄目なものは駄目ということを知ってもらえるといいかなということが一つ。

それから、清水総括のご説明の中で心を耕すというお話があったのですが、すけれども、私の立場から言わせてもらおうと、やはり本を読んでもらいたい。子どもたちの今読んでいる冊数やページ数は、実は統計は増えているのですが、あまり中身がない薄っぺらいもの多くて、すぐに結果が出るような表面的なもの、昔だったら雑誌とかで見るようなものが文章になっているものを読んでいることが多いので、心があまり耕されないと今、言われています。

その中身をしっかりと検証して、こういうものを是非読んで大人になってほしいなというところをこの教育の中に取り入れていけたらいいなと私は思っています。

以上です。

庶務課長 よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。

教育長 いろいろありがとうございました。ご指摘のとおり、学力が高いという結果が学校外での勉強時間などに比例しているというところは、我々も謙虚な気持ちで学ばなければいけないと。必ずしも学校教育の力でなくて、塾の力だったり、家庭教育の力だったりということが、杉並の大きな特質であるということ。

それに対して、一方、この困った人を進んで助けていますかとか、いじめはいけないことだと思いますかとか、大人に相談できますかとか、こういった部分、塾ではできない、家庭教育では十分できない、集団活動の中で体験活動を通して培われるものについて、杉並区教育委員会としてどう取り組んでいくのかということを考えていく必要があるのだろうなと思います。それは具体的に来年度以降の教育課程の編成の時に、この辺にどう重点を置いて取り組んでいくかということ事務局としてもしっかりと考えて、杉並の子どもたちの幸せの実現に向けて頑張っていかなければいけないなと思っています。

それから、あと一つ、これは国のこの調査だけでいいのかということも課題として持っていかなければいけない。様々な取組をしていて、昔は区独自の調査をやっていたのがやめてしまったという経緯もあるので、

そういった部分で成果指標としてどうなのかということも、また事務局としても検討していきたいなと思います。

以上です。

庶務課長 ほか、ご意見等ございますでしょうか。

ないようですので、報告事項5番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項6番「区立子供園における休園日の見直しについて」、就学前教育支援センター所長からご説明申し上げます。

就学前教育支援センター所長 私の方から、「区立子供園における休園日の見直しについて」、ご報告させていただきます。

区立子供園は、平成21年の「区立幼稚園の改革方針」に基づきまして、不足する3歳児以降の保育ニーズに対応するため、幼児教育と保育サービスを融合させた区独自の幼児教育施設といたしまして、区立幼稚園6園を平成22年から順次、区立子供園に転換してまいりました。

子供園の転換に当たりましては、長時間の保育を必要とする幼児に保育サービスを提供するため、開設時間を具体的には幼稚園の午前9時から午後2時までを午前7時30分から午後6時30分まで拡大いたしまして、土曜日と夏休みについても保育サービスを提供することといたしました。

近年、土曜日の利用人数が著しく減少している状況から、子供園の休園日を見直すことといたしました。

1番「子供園の利用状況等」についてです。別紙をご覧ください。

別紙の1「在園児数等」のところでございますが、子供園の定員充足率は、令和3年度に75.1%だったものが、令和7年度は57.9%と減少してございます。とりわけ土曜日を利用する児童は、2の(3)、1園あたり平均0人から二人という状況でございます。土曜日の延べ実施の日数でございますが、年間300日のうち0人が148日、一人が89日という結果でございます。これに対しまして、教職員1名、会計年度一般の保育士1名、会計年度(短時間)3から4名が土曜日に勤務をしている状況でございます。

土曜日に教職員が勤務することで、週休日を平日に割り振る必要があり、これまでも交代で土曜日に勤務する担任が、平日不在の日があるため、平日の教育・保育の体制に影響が生じているということが、子供園長からも土曜日保育の見直しについて要望が求められていたところでご

ざいます。

表紙にお戻りください。

2番「見直しの内容」です。令和10年4月から土曜日を休園日といたします。理由といたしましては、現3歳児が令和9年度末で卒園するため、在園児に影響が出ないようにするため、令和10年4月ということとさせていただいております。

3番「今後のスケジュール（予定）」でございます。令和7年9月に第3回区議会定例会で保健福祉委員会に報告いたしまして、その後、在園中の子供園保護者へ周知いたします。10月に子供園条例施行規則の改正をいたしまして、その後、令和8年度入所の子供園利用案内等によりまして、休園日の変更を掲載いたしまして周知を行ってまいります。令和10年9月に子供園の休園日を変更いたしまして、全園で土曜日を休園といたします。

私からのご説明は以上となります。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお伺いをします。

では、前田委員、お願いします。

前田委員 休園日の見直しについては利用者が少ないということで、方向性としては私もそういうことだと理解をしました。ちょっと今回のところと離れるかもしれないのですが、杉並区は就学前教育として、幼保小連携ということも掲げて、いろいろ研究とかもされていると認識してまして、今、この子供園にいる子どもたちが減っているという現状の中で、このままやっていくとなくなってしまうのではないかと思います。この子供園の存在はなくさないようにしたいと思っているのか、または、例えば民間と公のものの健全な競争という意味で、あまり区立園が営業してはいけないというのですか、あまり募集をかけてもという考えで今の流れなのか、そこら辺について教えていただけますか。

就学前教育支援センター所長 今後の子供園の在り方につきましては、確かに就学前人口が減少していたりですとか、あと、子供園の定員の充足率の低下、あとは施設自体が老朽化しているとか様々な問題がございます。

私立幼稚園の方も閉園する園が出ている状況もございますので、そう

いった中で、子供園の在り方につきまして、子ども家庭部とかと一緒に、施設マネジメント的な観点も含めまして、今後検討していく中で、研究というところは就学前教育支援センターの方で、今、成田西子供園併設園というところで特色のある取組をしております。そういった研究とか研修というのは、引き続き区内の公立、私立、必ず就学前教育というところは力を入れて取組をしていきたいと思っておりますが、子供園の在り方自体については、少し様々な観点から検討が必要かと思っております。

前田委員 ありがとうございます。今のお話だと、子供園はちょっと今こういう状況だけれども、就学前教育は研究できていますよというのが現状だということですかね。

就学前教育支援センター所長 はい。区立の保育園だったりですとか、私立の幼稚園、公立、私立かかわらず、様々なアプローチをして研究成果の発表をしたりですとか研修を行っているところです。

前田委員 ありがとうございます。学童が今、民営化されたりしていますけれども、企業が入った時の難しさは、企業は自分の知的財産なのですよね。いろいろな保育の取組とかプログラムとかコンテンツが、同じ企業体の中で共有はするけれども、それがなかなか外に出せないという、そういう難しさはあるなと思っていて、私立の幼稚園とどれぐらい研究が一緒にできるのだろうと思ったりしてしまっていて、そこら辺も含めて、杉並区がどういう方向でこの就学前教育というのを研究していくのかというのに関心は持っているので、今後の方向性も含めて、今、子どもの数が減っているという、いかんともしいろいろな情勢がありますけれども、そこも含めて、杉並区はどういうことをやっていくかというのは、引き続き一緒に考えていけたらなと思っております。ありがとうございました。

伊井委員 ご検討いただきまして、ありがとうございます。いろいろ苦渋のご決断もあったかと思えます。駄目押しのように申し訳ないのですが、本当に子供園さんの研究というのは、長年にわたってたくさん先生方が関わられて、本当に一個一個丁寧に丁寧にやってこられた研究なので、また就学前支援センターの存在そのものも、やはりすごく前向きな取組だと思うのですよね。

私立との壁も取り除いて、就学前の子どもたちを次の小学校の教育に

進めていくような研究、取組に関しては、本当に価値のあることだと思っているので、数の問題とかいろいろありますし、幼稚園は文科省で、保育園は厚生労働省ですよね、そういった観点でも違うところはありませんけれども、そこも一緒になって少子化ということを考えて、これまではそうではなかったということではないですが、本当に一人ひとりを育てていくという意味で大人が一緒になって考えていくということで、この研究、取組は継続的にお考えいただくといいのかなと思いますので、心からお願いするところがございます。ありがとうございます。

就学前教育支援センター所長 伊井教育委員、ありがとうございます。今年度もまた子供園の方で研究発表等予定してございますので、今年度の成果も含め、これまでの取組を少しでも分かりやすい形で広く発信してまいりたいと考えているところです。引き続き取り組んでまいります。ありがとうございます。

庶務課長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項6番についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、教育委員提案議題に移らせていただきたいと思います。

では、教育長、よろしく申し上げます。

教育長 それでは、本日のテーマは「いじめの『防止対策』について」になります。まず、配布資料について、所管課から簡単にご説明をお願いいたします。

教育人事・指導課統括指導主事 配布資料につきましては、「いじめの防止対策について」、プレゼンテーションの資料となっております。全部で13枚でございます。そちらを中心に説明をさせていただきます。

続いて、資料に移ります。資料の1は、いじめ防止対策基本方針のリーフレットでございます。教員に向けて配っているものでございます。

資料の2、こちら弁護士による小学校4年生と中学校1年生向けに実施したいじめに関する授業のアンケートの抜粋でございます。いくつかジャンルを分けてご紹介しておりますので、全て紹介することは難しいと思うのですが目を通していただければと思います。

続きまして、資料の3でございます。第10回の教育委員会でもご報告させていただきました、いじめに関する調査結果についてでございます。

資料の4でございます。令和7年4月1日から8月12日までのCEDARに入った相談等の件数でございます。いくつか主訴別にまとめてありますので、参考にとりましてつけさせていただきます。

資料の5でございます。ふれあい月間等に、児童・生徒の皆さんに配っている相談窓口の一覧でございます。

参考資料1番と2番は総合教育会議でも触れさせていただきました、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの杉並区の現状について、参考資料の3番につきましては、杉並区子どもの権利に関する条例の概要になっております。

以上でございます。

それでは、プレゼンテーションの資料に沿って、いじめ防止対策についてお話をさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。スライドの資料の2枚目になります。

令和7年度より、いじめ対策事業の所管は昨年度までの済美教育センターから教育人事・指導課に移管され、新たに学校問題対応支援係、通称CEDARが創設されました。令和6年度までは済美教育センター管理係内の教育SAT班にて、いじめをはじめとした学校における問題に対して、学校や区民からの電話相談を受けてきました。この教育SATは、ほかの業務を兼務する統括指導主事と指導主事、そして学校管理職OB5名で組織されておりました。

これを令和7年度から本庁の事務局内に学校問題対応支援係を創設し、統括指導主事、指導主事3名、学校管理職OB4名に加え、心理職3名、事務職3名で係として充実させ、生活指導案件全般を所掌することといたしました。

次に移ります。所掌事項でございます。学校問題対応支援係は通称CEDARと名づけ、大まかに記載の4点を所掌事項とする係になります。CEDARの由来を記載しましたが、英語で「杉」を意味する言葉で、スペルの頭文字には記載にある思いが詰まっております。

スライドの4枚目でございます。それでは、私どもが担っております、いじめ対策に関する事業をご案内いたします。一つ目は、いじめの未然防止・早期発見の取組として、いじめ相談窓口カードを配布しております。こちらは毎年デザインや内容を変更して、小学校1年生、中学校1年生にカード形式で配布し、その他の学年にはタブレットのデスクトップ

プにアイコンが出るような形で配信をしております。いじめ電話相談は、今年度から学校問題対応支援係の直通電話に変更いたしました。

スライドの5枚目でございます。第2に、未然防止・早期発見の取組として、いじめ対策の推進周知用ポスターでございます。こちらは東京都が設定している、ふれあい月間の11月に合わせて作成、配布しています。ポスターは女子美術大学のデザイン専攻の学生に案を複数作成していただき、プレゼンを受けた上で教育委員会が選考しているポスターであり、単に「いじめはやめよう」などのメッセージではなく、他者への思いやり、いわゆる他者理解を促すことで、友達を大事にして、いじめなどしない風土をつくることをテーマにしております。出来上がったポスターは、全区立小中学校等の各教室に貼っていただくほか、学校の廊下などにも掲示していただけるよう配布しております。

スライドの6枚目でございます。次に、教員周知用リーフレットでございます。こちらは区立学校の教職員が児童・生徒を指導していく中で、いじめの兆候にいち早く気づき、軽微ないじめも見逃さず、初期対応から組織的に対応することができるよう、令和6年度中に構想を作成し、今年度当初に配布しました。

スライドの7枚目でございます。次に、今年度制定した、いじめの防止等に関する条例の周知を目的として、今後、クリアファイルを作成し、全児童・生徒に配布する予定です。未然防止・早期発見として、最後の取組は、先ほどもありました弁護士による小学校4年生及び中学校1年生向けのいじめに関する授業です。教育委員会でも協定についてご報告させていただきましたが、1学期に小学校27校、中学校18校、計45校が終了しております。授業後のアンケートを取っております。先ほど申し上げました資料2にいくつか意見を抽出してまとめております。

次のスライドに移ります。8枚目です。次に、未然防止・早期発見の取組として、いじめに関するアンケート調査です。資料3をご覧ください。本資料につきましては、第10回教育委員会定例会にて報告させていただいておりますので、内容については割愛をさせていただきます。

では、スライドに戻っていただきまして、アンケートの次に記載している今年度からの二つの取組として、全校におけるいじめ対策委員会の月次開催、いじめに関わる内容の月次報告があります。こちらは、さきのアンケート結果を学校いじめ対策委員会で取り上げ、組織的な対応を

継続的に記録し、学校の対応力、組織力を高め、早期対応等に生かしてもらおうようにしているとともに、毎月、教育委員会にいじめに係る件数などを報告してもらおうようにしました。

スライドの9番目でございます。続きまして、いじめ問題対応の取組です。はじめに教員に対する研修ですが、今年度よりこれまでの研修を充実させ、全ての職層の研修において、いじめに関する問題を取り上げ、テーマとする研修を行うこととしました。中でも、(6) いじめ防止対策研修は動画視聴で行う研修なのですが、おおむね15分程度とすることで、校内研修などで活用してもらおうことをはじめ、忙しい教員の皆さんが隙間時間などでもご覧いただけるようにしております。

スライドの10枚目でございます。次の取組は、教育委員会いじめ電話相談です。こちらは先ほど取組の一番はじめにご案内したいいじめ相談窓口カードにも記載している案内の具体の対応となり、学校問題対応支援係のメイン業務となります。資料5に相談先をまとめてございます。ここでは、保護者や児童・生徒だけでなく、様々な区民の方や学校管理職から電話による相談や報告も受けています。

資料4には、今年4月から8月12日までの相談内容の校種別の件数を示しております。もちろん中にはいじめだけでなく、不登校や事故などの連絡もあり、2に主訴別の件数をお示ししております。令和6年度までのSAT事業での数が287件であることに比べ、今年度、CEDARができてから4か月半ではありますが、既に195件と電話番号が変わっても問題なく多くの相談、連絡が来ております。

また、ここに連絡のある相談のうち、緊急性の高い事案、重大性のある事案などは、学校現場などにすぐに伺ったり、必要があれば複数回訪問することも行っております。訪問回数は全部で30件となっております。

資料の11枚目です。パワーポイントの資料に戻っていただきまして、今お話ししました電話相談のフローを、4「学校問題対応支援係の対応フロー」として図式化しました。今年度組織したCEDARは、先ほどもお話ししましたが、心理士と学校管理職OBが主として電話の相談内容を聞き、指導主事や事務職を交えて確認し、学校問題対応支援係長、統括指導主事に報告、相談しながら学校への対応を検討して、チーム対応をしていきます。

この過程の中で、SSW（スクールソーシャルワーカー）や特別支援教育課などの教育委員会の他課とも連携していきます。そして、主訴によって主にいじめの案件は、いじめ問題対策委員会を所管する庶務課と情報共有し、教育長まで報告が上がるようになっていきます。

また、重篤な事故や事件に関しては、危機管理課を通じて区長部局にも情報を共有し、服務に関わる案件は、課内の教育人事係に共有し、共同で対応することもできています。このような形で、令和7年度は杉並区のいじめに関する対応を充実させた組織で取組を進めていきます。

最後に、12枚目のスライドですが、いじめ対策に関する課題として、今年度、学校問題対応を行っている中で感じていることをいくつか挙げさせていただきました。

まず、法律の専門家の必要性です。学校問題対応支援係は、当初、職員構成として警察OBを考えておりましたが、相談対応をしていく中で、度々この案件の対応に法的な問題がないかという点で苦慮することがあります。また、児童・生徒や保護者の代理人として弁護士が選定されている場合などがありますが、このような場合にはやはり法的な知見を持つ必要性を感じています。このことから、今後のいじめの相談の充実を図るため、学校問題対応支援係の構成に弁護士を含めることが必要であると考えております。

次に、学校での組織対応です。いじめの対応を組織的に行うことが必須ですが、学校によっては対応が担任任せになっていくことの懸念があります。組織対応の在り方を、研修などを通じて全教職員に周知していく必要があります。

次に、いじめの報告件数と認知・対応件数の関係です。今年度から毎月末、いじめの件数を学校から教育委員会に報告しています。この中で、学校の認知件数と対応件数にそごが生じています。学校に正確な報告を求める説明を検討していく必要があります。

最後のスライドになります。最後に、いじめの捉え方の周知です。保護者から、相談の中で「学校はいじめと捉えてくれない」「学校の対応に不信感がある」などの声が届いています。児童・生徒から訴えがあった場合に、被害児童・生徒が苦痛を感じたかどうかという部分もしっかりと聞き取り、いじめとして対応していくことの必要性を浸透させる必要があります。

以上、長くなりましたが、現在の杉並区でのいじめに関する一連の取組をご説明させていただきました。

以上でございます。

教育長 それでは、ここから早速意見交換に入っていきたいと思います。委員の皆様から、積極的なご質問、またご意見等を伺えればと思います。よろしく願います。いかがでしょうか。

大川委員 では、早速、提案した者として。これだけ幅広くご報告ありがとうございました。一番最後に聞いたところから。いじめ対策に関する課題として、法律の専門家の必要性というところは、弁護士としては非常にありがたい指摘というか、あえて問題提起的に言ってしまうと、例えばコンサルタント的な方が入ってきて、法律事務について弁護士以外の方が助言をしたりというのは、本来は弁護士法違反で犯罪にもなってしまうのですよね。今後、学校において弁護士が保護者代理人として来た時に、やはり適切に対応していくためには、区の中の組織の明確な地位がある人か、それとも代理人弁護士の資格がないと問題になる可能性はあるのではないかと思います。

先般、新潟で教育委員の意見交換会とか研修会に参加させていただきました。そこで北区の委員の方がおっしゃっていたのは、北区では、弁護士の方が週に2回来て、教育委員会の中に席があって常駐していて、職員の方から適宜質問をもらおうと。そして、質問がない時には学校に直接行ってもらって、いろいろな意見を聞いてもらっていますと。予算の関係で1名、週2回しか確保できなかったけれども、今後広げていきたいと思うということをおっしゃっていたので、そういったのも参考になればと思いますので情報共有しておきます。

あと、このいじめの報告件数と認知対応件数の関係で何かそこがあると、これはどういうことかあまりよく分からなかったのを教えてもらえればと思います。

教育人事・指導課統括指導主事 まず、先ほど後半のそごの方からなのですけれども、いじめを認知したら必ず対応するはずなので、認知件数と対応件数が必ず合うはずなのです。

いじめの疑いがあったものは、いじめ対策委員会に上げると記録として残ります。その後に取り決の方針を決めて、聞き取った上で、もう一度ちゃんと対策委員会に戻して、それはいじめとして認知するのか、

しないのかという判断が必要になりますよ。なので、疑いで上がってきたものをしっかり精査して認知はしませんというのも、しっかりと聞き取りを行えばできるはずなので、そこをしっかりとやってほしいという話なのですが、報告の件数としては上がっている、認知はしているのに、それは軽微なものなので対応していませんみたいな話で、ここにそごが出ることもあるのですね。

結局、認知をしたら3か月は必ず追わなければいけないのですが、聞き取りをして、ちゃんと謝ったから大丈夫だよ、解消だよみたいな扱いになってしまうこともあるので、その認知の考え方、都のいじめ総合対策では4段階で出ているのですが、その認知をしたものについては確実に対応して報告をするようにと、このあたりはまだ弱いので、今後、指導主事が主に学校に返していくことが必要なことかなと思っております。

これが1点で、今、北区のお話を頂いたのですが、ついちょうど先週、北区の方に視察に行かせていただきまして、お話を聞いてきました。大川委員おっしゃるように、代理人弁護士としてではなくて、いじめのアドバイザーとしての関わりをしているというところで聞いてきたのですが、それこそ学校に訪問をしたりとか、私たちが行った時にはウェブ会議で、電話相談ではないので、いろいろな人の意見が集約されて、対応方針が決められたりとか、あとは時間がある時に私たちがふだん扱っている案件のいじめだけではなくて、学校問題の対応報告も見ていただいてアドバイスいただいたりとか、あるいは法律関係の授業の組立てを相談して、来年度どうしようかみたいなお話までいろいろやっているということでした。そういった他自治体の状況も参考にしながら今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

大川委員 ありがとうございます。認知件数と対応件数については、学校に訪問して、このようにするのだよみたいなフォローは是非していただきたいと思います。

教育長 北区にスクールロイヤーはいないのですか。

教育人事・指導課統括指導主事 その方がおそらくスクールロイヤーとしての立場になっていると思います。北区も学校法律相談という形を取っていたそうなのですが、それまで書面でやり取りをすることが多く、

そうすると弁護士さんの方は法的な知見は返してくださるのですけれども、そこは分かっているのだけど、ちゃんと収めるためには法律プラスで「でも、こういうことができますよ」というところまで考えなければいけないという中で、法律相談のシステムからスクールロイヤーとして、今の北区のシステムをつくったと伺っております。

教育長 分かりました。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

前田委員 今の弁護士さんを含めることの検討が必要とあるのですけれども、この対応フローの中だと、今、この四角の外に「弁護士」というのがあるのだけど、これがこの CEDAR の中にいるよ、必要だよという意味ですね。分かりました。

ちょうど今、ドラマでやっていますよね。『僕達はまだその星の校則を知らない』というスクールロイヤーのドラマをやっています、私もちょっとはじめしか見てないのですけれども、「そういう方をイメージされて」ということなのだなというのを伺いしながら聞いていました。

どうしても相談となると、法的な観点の解釈が返ってきて、「いや、とはいえ」みたいなところがあるということですよ。多分そのドラマでもやはり常に学校にいて、その現場で一緒に対応されているのを見た時に、やはり相談相手とはちょっと違う、より学校側にとってすごく力強い存在なのだろうなど。ただ、あの番組だと私立の学校に一人常駐していますが、今のイメージだと、CEDAR にいて、学校にちょっと行くみたいな感じですよ。分かりました。

もう一つ思ったのが、CEDAR はこれからクリアファイルを作られるということなのですから、これは保護者にはどのように伝わるのでしょうか。tetoru とかで、こういう窓口がありますみたいな伝え方はしているのでしょうか。

教育人事・指導課統括指導主事 tetoru では、CEDAR がいじめの相談窓口ですというのは伝えてあります。

前田委員 分かりました。このフローを見た時に、保護者からも相談が入る想定だと思うのですが、どれぐらいの知名度なのかなと思いながら少し気になったので。保護者から既に相談は来たりはしているということですか。

教育人事・指導課統括指導主事 先ほど件数が全部で 197 件とあったと

思うのですが、保護者からの相談もかなりあります。むしろそれがメインで対応しているところですよ。この件数だと、いじめとか不登校あたりは全部保護者の方なので、むしろ学校からも入りますが、やはり保護者の方の対応が一番多いかなという感じではあります。

前田委員 分かりました。今、これ、CEDAR は4月から始まっているのですよね。件数が今 197 件ということですが、とにかくすぐに相談してという前提で学校側に周知されたと思うのですけれども、今この 197 件は、今の皆さんの体制の中で対応するのに手いっぱい気が回らないよという状況なのか、丁寧に対応できているような感じなのか、今、動いてみてどんな感じなのか、少し聞いてみたいなと思いました。

教育人事・指導課統括指導主事 今のところうまくというか対応できているとは思いますが、案件の大きさにもよりますが、大きな案件が重なってくると、かなり大変なことはあります。学校からの報告については、初期段階で上げていただかないとすごく困っていて、こちらが情報をつかんだ時には、既にかかなり手を入れても難しいということもありませんので、そういった意味で、学校校長会等でも早めに学校の組織を整えるとともに、初期段階で情報を上げてくださいというお話は今しているところです。

前田委員 分かりました。これからどうなのですかね。増えてくるのか、まだ4か月という中で1学期しか終わってないというところですよ。例えば 197 件のうち、どれぐらいが継続中なのか、対応済みといって終了するケースもあると思うのですけれども。

教育人事・指導課統括指導主事 継続の正確な件数までは、ちょっとすぐ出てこないのですが、一応情報が上がったものに関して、例えばその場で指導、助言したもので、何となく落ち着きましたと報告を頂いた場合も、そこで終わりにはしていません。1か月後とかに必ず心理職と学校管理職の目とか入れて、経過を確認し、もう大丈夫ですとなった段階で、解決案件として処理して決裁を取るようにしているので、確実に最後まで追えるようなシステムでは取っていると思います。

この8月末にも多くのものに対して後追いをし、「これ、大丈夫ですね」という確認をしているので、そのすみ分けはしっかりできるように整えています。

前田委員 ありがとうございます。この夏休みが明けて、また、多分お

子さんがなかなか学校に行くのが難しくなってくる時期だとは思っているので、この時期にどうなるかというのも少し注目したいなと思いました。ありがとうございます。

伊井委員 このすごく充実した資料をありがとうございました。一番最後のところの学校の対応に不信感があるとか、学校が聞いてくれない、捉えてくれないという、ここを読んでとてもショックだったのですけれども、やはりそこの拾い上げというのも学校側がどう意識してくださるかということと CEDAR との連携、それから、今、前田委員もおっしゃられましたけど、人手ですよ。これに対応する方々のマンパワーとか、あと、今、法律の専門家というお話が出ましたけれども、どういう専門性が必要かというあたりは、やはり早急に分析いただいて、次につなげていくことがすごく大事なのかなと思っています。

今は、子どもたちのいじめということだけではなくて、そこに保護者や弁護士さんも関わってということになると、関わる人数がすごく多くて、そうすると、そこのご担当の方々の仕事のボリューム感というのはすごく大事な観点なのかな、お一人お一人のご負担がすごく大きくなるうちに、ご対応をみんなで考えていかななくてはいけないのかなと思うのと、これだけ相談件数があり、効果的な部分というのはすごくありがたいなと思っています。

このことによって救われているお子さんとか保護者の方がどれだけいらっしゃるかなということを見ると、今後につながっていけばいいなと本当に心から思っていますので、大変ご苦勞かと思いますが、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

教育人事・指導課統括指導主事 ありがとうございます。多分、そのお言葉は CEDAR のみんなの心にすごく響いていると思います。

先ほどの弁護士を入れるとかそういったことは検討して、上げていこうとは思っているのですが、学校の対応については、先ほど組織というお話をしたのですけれども、学校の中で情報が共有されないことで、不信感を生む傾向があるかなと思っています。校長会でも言ったのですが、いじめのアンケートに書いてないから、いじめではありませんとか、学校内外を問わないのに、放課後にあったことが上がってきた時に、もう放課後だからといって学級担任が切ってしまったりとか、あるいは、上がってきたけれども管理職まで上がってなくて、そのセンサーが働か

なかったりとか、そういったものが大きくなって、先にこちらに情報が入ってくるといふ傾向あると思うので、そこについては、今、日々、周知を目的にしつこく伝えているところなのですが、学校の組織が充実してくれば、逆に言うと、私たちの仕事のボリューム感にも反映されてくると思っているので、早めに対応できるシステムをつくっていくことがすごく大切なのかなと思っています。ありがとうございます。

教育長 對馬委員、お願いします。

對馬委員 たくさん資料を準備していただきまして、非常に今どんなことをやっているのか、どういう課題があるのかというのがとてもよく分かりました。

私は、資料の中では、この弁護士による授業のアンケートの中で、この「疑問・感想」というところが非常に気になりまして、やはり子どもたちにとっていじめは悪いというのは分かるのだけれども、いじめのきっかけになるほうと、どちらが本当に悪いのかみたいな、それはすごくそう思うのだろうなというのもとてもよく分かります。100%いじめというか、手を出すわけではないかもしれませんが。そちらが悪いわけではなくて、その子も相手に何か原因があるからやったのに、何であちらは何も言われたいのみたいなところに、多分この疑問というところに出てきているのかなという気がするので、子どもにとっては駄目というのは分かるけれども、では、どうしたらよかったのだろうかというところがすごく大事なのだろうなと。

昔、うちの子が5年生ぐらいの時に、同じ学校にやはり周りから避けられている子がいて、その子と関わると怒られるから関わらないように、露骨に廊下をこう行ったら無視したと言われたみたいなことがあったようです。子どもたちはどうやって関わるのが正解なのかというか、よく分からない部分というのがすごくあると思うので、その辺を道徳の授業もそうですけれども、日常生活の中から、ご家庭のご協力とかも得ながら、「駄目だよ」と言うだけではなく、「こうしたらいいよね」とか「こうしたらよかったんじゃない」というような会話をする必要があると思います。例えば「手を出してはいけなくて、口で説明したらよかったよね」ですとか、でもそうは言っても、口であまり厳しいというか嫌なことを言ったら、やはりそれもいじめだよねと。そうなると、では、どうしたらいいのかなというところが、成長段階ではまだまだそこを獲得し

ていく時で、本当はそういうことを幾つか積み重ねながら覚えていく、または身につけていくのだと思うのです。やはり理由なく人を傷つきたいと思っているわけではないかもしれないけど、自分は悪いとは思っていない言動でも相手が傷ついてしまうことがあるとか、こういう言動は傷つくのだなということに気がつかないといけないとか、いろいろな発達段階に合わせて、いじめに至る前にどういう行動をしたらいいのかというところに力を入れるというか、子どもたちにとってはそういうことを学んでもらうことが大事なのかなと感じます。

この防止対策というのは、大人の視点で話していると、制度をつくったりとか、どうしてもそういうほうに行ってしまうのですが、子どもたちにとっては、どのように関わるのがいいのかなという練習を重ねながら、いい方向に、いい結果を出せるような経験をたくさんしていただければいいなと思います。

防止対策ということで、このことだけを考えると、ここだけにすごく集中してしまうのですが、私はいろいろな場面の中で防止できるいじめの芽というのはあるような気がしていて、例えば下校途中に人のランドセルまで持たされて歩いている子とかたまに見かけたりすることがあって、じゃんけんで順番にあそこの電柱までとか交代しているような場面もあるけれども、それがすごく長かった時に、このグループはどうなっているのかなと気になるようなことがあったりとか、そういう先生だけでは目が行き届かないところの関わりみたいなものも、その地域の方とかにも協力してもらおう場面があるかもしれないですし、保護者にも気をつけてもらおう場面があるかもしれないしということで、制度だけでは済まない部分はたくさんあると思うのですよね。

だから、そういうところも気をつけていかなければいけないのだろうなということと、また、先ほど思ったのですけれども、心を耕すためには、私はやはり学校図書館の司書を活用してもらいたい。活用できるようになるかどうかは、またそちらの研修でやっていかなければいけない部分も多いと思うのですけれども、困難を乗り越えていく話を読むとか、自分と共感できるものを見つけるとか、そういった経験がすごく少ないなと非常に感じることがあります。心はいろいろなことで耕せると思うのですね。スポーツをする中かもしれないし、いろいろなことがあるので、ここだけ、点というよりもいろいろな面を見て、子どもたちがい

ろいろ豊かな経験ができるようなサポートをしていけたらいいなど私は思っています。

教育人事・指導課統括指導主事 ありがとうございます。3点ほどあったかなと思っているのですが、子ども、特に小さいお子さんなどはコミュニケーションを取るのが難しかったりしますが、トラブルがあるから成長するという面もあるので、そういった時にどこに相談するのかというと、やはり学校の先生かなと思うので、学校の先生がいかに日常的に信頼関係を築いていって、困ったらとにかく相談しなさいということが言えるかというところはすごく大切なのではないかなと思います。その点についても学校にお話はするのですが、必ずしも担任ではなくても、校長先生だっていいし、学年主任の先生だっていいしというところで、それをしっかり子どもに周知していくというか、教えてあげることが大切かなと思っています。

2点目の様々な場面というところでは、コミュニティスクールがあるので、学校運営協議会でしっかりいじめの防止対策の説明をして、地域で見守っていきましょうということでありますとか、保護者会でそういった基本方針を周知するとともに、法律には保護者の責務も書いてありますので、受け身ではなくそういったところで連携していきましょうというの、啓発として必要なことかなと思っていますので、その辺も今後充実させていければと思います。

最後、図書館の話も出ましたので、そういったところで心を耕していければと思っております。

以上でございます。

前田委員 先ほど相談があった中で、CEDARの方から介入をして解決した件があるという話があったと思うので、もうちょっとリアルに知りたいなと思ったので、例えばどういう介入をすると、どのように解決したという何かリアルな1個があると、もう少しイメージしやすいなと思うのですが、どのようなことをされているのかなと。

教育人事・指導課統括指導主事 一つは学校に暴力行為で相談があった時に、管理職の先生がすぐにCEDARに報告を上げ、その中でどういった、警察とかも含めてなのですけど、どういった対応ができるのかという対応方針を協議して、保護者にちゃんと方針を説明していただきました。

併せて、その学校は保護者の方が望んでいたということもあるのですが、けれども、ちゃんと全児童保護者にもそれを周知することによって再発防止を図る、そこまでやりましょうという提案をして実施したところ、最終的に保護者の理解を得たということがありました。

前田委員 なるほど。では、そこはきちんと受け止めながら、こういうことをしたほうがいいよというアドバイスをしたということですね。ありがとうございます。確かに、それを学校一つで、校長先生だけとか、担任だけでやると、ちょっと小さく収めたくなくて、あまり広げたくなくなる気持ちも出ますよね。それをあえてちゃんとやりましょうというアドバイスをしたということですね。ありがとうございます。

あと、もう一個が、さっきもどこまで学校が対応するかという点は、結構学校もいろいろあると思います。例えば SNS の LINE の中のやり取りまで学校が入るのとか、それこそ放課後のことも先ほどありましたけれども、うちの子も放課後に公園で遊んでいたら、ボール遊びしてはいけないのだけどボール遊びをしていて、その近くにいた小さな子を連れのお母さんが学校に電話をして、先生がやって来て、それを何とかなだめるみたいことがあったのですが、どこまで先生が、それも多分 5 時を過ぎてたので、では 6 時でも 7 時でもやるのかとか、学校に電話がつながらなくなる時間にはなると思うのですけれども、その線引きは今どのように教育委員会として捉えているのか。これは人によっていろいろ違うかなと思ったりするのですけれども、何かガイドラインというか線引きがあるのかをちょっと聞いてみたいなと思いました。

教育人事・指導課統括指導主事 事案によっては明確にここという線引きは難しいのですけれども、一番は警察なのですが、先ほどの地域の苦情の中で、近所であれば、先生がぱっと行って対応していることはあります。

明らかに暴力事案であったりとか、苦慮する場合には、やはり警察との連携が必要なのではないですかというところは、一つ今年度言っているところです。

年度当初に警察を回った時にも、暴力事案でいじめですとなった時に、数か月たってとか、あるいは数年たって、「あの時の暴力事案が」と言われることが警察もあるそうなのですけれども、そうすると事案も全く分からなくなってしまうから、物を盗ったりとか壊したりとか、そうい

った案件に関しては積極的に相談をまずは入れてくださいと言われていきます。学校にもそのように伝えていきます。

そこで、事件化をするのではなくて、例えば説諭していただいたりとかしますと、抑止力にもなりますし、聞き取りに少し入ってもらったりすることで、中立な立場というか第三者として入っていけるのではないかという話は、指導主事から学校に説明しています。

前田委員 学校から警察に連絡するというのは、すごくハードルが高そうですね。でも、上手にみんなで共有していくということですね。ありがとうございます。すごくリアルに分かりました。

教育長 では、大川委員。

大川委員 学校に抱え込ませないために、今の前田委員からのご発言の趣旨もあったと思うのですけれども、ちょうどこの前の土曜日、TBSのラジオを聞いていたら、「土曜日の『あ』」という番組で何か急に杉並区が褒められていた流れになって、杉並の教育委員会では学校にいじめの件数を全数報告させていて、それから教育委員会が積極的に学校に向かっていって解決に当たっているということが聞こえてきました。随分と褒められ過ぎている感がありましたが、教育の専門家がそうおっしゃっていました。広陵高校の高校野球の問題で、あれも学校とか高野連とかはいじめ問題だとか刑事問題だという意識がなく対応していて、それが対外的に出てきた今、炎上してしまったというところで、やはりふだんから報告させていて、そして外部から見て、おかしいのではないのと思ったら入っていくというのが必要なのだよねという筋で語られていたと思います。やはり、学校はどうしても抱え込んでしまうので、学校の意識がそこまでなくても、外部から見て手を差し出さないと外に出てこないのではないかと。

ですので、こういった報告は非常に大切だと思いますし、これからだ学校がいじめ問題委員会があった時の議事録をちゃんと作っているかをアドバイスしに行くというのは入っていきやすいところなのかなと思うのです。いじめ調査をしている弁護士から聞いても、やはり議事録がそもそもできていない。そうすると、事後的に問題になった時に、保護者の方にも説明のしようもないし、調査も進まないということで、それが大切なのではないかと。そうすると、普段の時点で教育委員会、CEDARで指導というか入り込みやすいところとしては議事録をこうや

って作っていくのですよと、ものすごく難しく書かなくてもいいから、この要領で書いてくださいねということなどをやっていくといいのかなと感じたのが1点です。

あと、先ほど対馬委員のお話で、このいじめのアンケートのところを見て、私も同じ感想で、「疑問・感想」を見て、すごくそうかと思ったのだけれども、やはり1時間では足りないのではないですかね。あの授業を聞いて、1時間、45分とかで子どもたちがまだまだ消化不良というか、もっと知りたい、もっと分からないということが素直に書いてあるので、これはアンケートが非常に参考になると思います。だから、1回で済ませないで、こういういじめ授業はもっとやってほしいと。

例えば、私としてはこれを総合の科目とか、道徳の科目の学習指導要領で指導計画を先生方が作るではないですか。あれを教育委員会事務局内で区としてはこう考えていますというのを示したほうが分かりやすいのではないかと思うのですよね。6年間と3年間、小・中でこういう指導計画をしていて、学年ごとに考えていって、ここでこういう授業をやってほしいと。だから弁護士を使って授業していますみたいな指導計画を作るというのは、皆さんの本職のところでしょうから、それを試してみただいて、それを教員研修にも同じようにやってほしいなと思っています。

指導、講義をやってと言われても、どういう意図、目的で、何年かけて、どういうところまで持っていきたいのかというのがないと、ただやって終わりになりかねないですから、是非指導計画を作るという視点は持っていたきたいなと思いました。

最後に、スクールソーシャルワーカーの資料を作ってくださいっていますが、これも充実してくださいととても助かる、いいことなのではないかと思います。私の知り合いの精神保健福祉士、ソーシャルワーカーなんかをやっていらっしゃる方と雑多に意見交換をしていた際、是非もっとスクールソーシャルワーカーを役立ててほしいのだということをおっしゃっていました。というのも、不登校、ひきこもりに対して手を差し伸べることができるのが、いろいろな福祉とかの制度を知っている精神保健福祉士とか社会福祉士であって、それがスクールソーシャルワーカーとして入っていけば、何がしかの手助けができると思っていて、歯がゆい思いをしているということもあったので、是非これだけの配置

をしてくださっていますから、いじめ問題の生命身体重大事態だけではなくて、不登校重大事態が起こりそうだったら、スクールソーシャルワーカーを派遣するなどの工夫をしていただければと思いました。本当にいろいろ資料を作ってください、ありがとうございます。

教育人事・指導課統括指導主事 順にお答えできればと思います。

議事録についてなのですが、この大切さは年度当初からお伝えしているところでして、CEDAR で作った、いじめの全数報告に関わる様式があるのですが、そちらにいじめの議事録の様式もあるので、それをうまく活用してほしいということを今お伝えしているところです。

議事録だけではなくて、学校に行くと、聞き取った内容をそのままメモで個別に持っていることもあるので、事案に対して、当該の加害と被害だけでなく、周りにも聞き取りをしていることが多いのです。そういったものも後で事実認定みたいになった時に必要なもので、そういった聞き取りの過程の記録なんかの取り方も研修等で伝えていく必要があるのかなと今、思っているところです。

2点目の計画のところなのですが、いじめの授業は年3回やることになっていて、道徳には必ずいじめの題材が教科書にあります。そこにフォーカスされがちなのですが、例えば体育で準備運動をやっている時の関わり方ですとか、理科で実験をしている時の関わり方ですとか、社会でグループ発表をしている時の関わり方ですとか、もっと言うと、学級会で意見を言った時の反応とか、いろいろなところで実はそういった芽があるので、そういったところを総合的に考えて、心を耕していくという先ほどのお話になると思います。

教育課程のお話なので、どのようにやっていくかというのはあるのですが、例えば人権に関する年間指導計画があったりとか、そういったところもあるので、どうやって示すかというのはまた検討なのですが、しっかりと心を耕すための教育課程というのを考えていければなと思っています。

併せて、研修に関しても単発で終わらないようにしっかりと職層に応じた効果的な研修が打てるように、今年度少し改善したのですが、また成果と課題をまとめて来年度以降続けていければと思います。

最後に SSW に関しても、学校から相談を受けた時に、例えば不登校になりそうな児童生徒には SSW による支援が効果的ですよという話を

必ずするようにしています。教育相談担当の岡部課長とも共有しながら、どのように連携するかというお話も随時今やっているところなので、そういう形で学校へも提案して、効果的な方法を提案していきたいと思っております。

以上でございます。

教育長 では、そろそろ時間ですので、よろしいでしょうか。今、いろいろ課題が出てきたかと思えます。CEDAR が4月に立ち上がって、走りながら少しでもいいものに改善していければなと思っています。また、今後ともご報告いただきながら意見を取り入れて、子どもたちのためになるよりよい仕組みに変えていきたいなと思っています。

その中で、やはりさっきご指摘いただいたとおり、いじめの問題は不登校も絡んでくるし、また、いじめの加害、被害にはもしかしたら発達に課題があるとかとなると特別支援も絡んできたり、総合的に関わっていくという必要が今後杉並教育委員会としては考えていかなければいけないし、対策を作っていくとといけないところだと思います。そんな取組を是非進めていきたいと思っています。

次回の教育委員の提案議題については、10月の定例会で扱う予定になっております。テーマ等はまた次回の定例会でお伝えできればと思います。よろしいでしょうか。

それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開の審議とさせていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項がありましたらお願いします。

庶務課長 今後の教育委員会定例会でございますけれども、区議会のスケジュールの関係から、9月前半は休会とさせていただきます、次回は9月24日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願い致します。

以上でございます。

教育長 それでは、改めて残った議案の審議を行います。では、庶務課長お願いします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第71号「令和7年度杉並区一般会計補正予算（第3号）」を上程いたします。私からご説明いたします。

議案を2枚お進みいただいて、補正予算概要の1ページをご覧くださいければと思います。

歳入歳出予算でございますが、「事務事業名」の欄に記載の4事業につきまして、「補正額」の欄に記載の金額を補正するものでございます。まず、表の1番目の小学校の運営管理についてですが、こちらは令和8年度からの放課後等居場所事業開設に向けた準備のため、工事費2,062万5,000円を補正予算として計上するものでございます。

続いて、表の2番目、中学校の運営管理についてですが、こちらは他自治体における学校への侵入事件などを受け、さらなる安全対策を図るため、これまで主に小学校に設置していた門扉の電気錠、こちらを区立中学校にも整備するため、7,932万5,000円を補正予算として計上するものでございます。

続いて、表の3番目、富士見丘小・中学校の改築についてですが、昨今の急激な物価上昇の影響を受け、インフレスライド条項を適用したことにより工事費が増額になったことから、2億601万9,000円を補正予算として計上するものでございます。

続いて、表の4番目、中瀬中学校の改築でございますが、工事着手後、予期せぬ地中障害物の撤去を行ったことにより、工期延長が必要となったため、仮設校舎の賃借料及び工事費が増額となるものでございます。加えて、昨今の急激な物価上昇の影響を受け、インフレスライド条項を適用したことにより工事費が増額となるものでございまして、合わせて1億9,040万9,000円を補正予算として計上するものでございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。今回の補正により4億9,637万8,000円を増額し、補正後の教育費の総額は、333億6,509万7,000円でございます。

歳入歳出予算の補正については以上でございます。

議案を1枚お進みいただき、3ページ目をご覧ください。債務負担行為の補正でございます。

表の1番目と2番目、小学校の移動教室及び中学校の移動教室に関する債務負担行為ですが、移動教室で利用する貸切バスの借り上げのために設定するものでございます。

移動教室の実施にはバスが不可欠でございますが、近年、インバウンド需要の拡大や2024年問題によりバスの需要に供給が追いついていない状況が続いております。昨年度、第4回区議会定例会の補正予算で債務負担行為を設定し、入札の早期化を図ったところでございますが、

今年度は他区のバス手配の状況を踏まえ、昨年度より更に早期に入札を行うため、第3回区議会定例会において、小・中学校合わせて8,800万円の債務負担行為の限度額として設定するものでございます。

続いて、表の3番目、中瀬中学校の改築に関する債務負担行為でございます。

本件につきましては、地中障害物の撤去による新校舎建設工事の工期延長に伴い、仮設校舎の賃貸借期間の延長が発生し、最終支払い予定が令和8年7月と令和8年度に及ぶため、債務負担行為として令和8年度までの期間、限度額600万円を追加するものでございます。

続いて、表の4番目、神明中学校の改築に関する債務負担行為でございます。

本件につきましては、昨今の急激な物価上昇の影響を受けてインフレスライド条項を適用したことにより工事費として見込まれる金額が増額となったことから、債務負担行為の限度額として1億3,700万円を追加するものでございます。

以上で、補正予算についての説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、議案の採決を行います。議案第71号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第71号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を開会いたします。お疲れさまでした。